

有事法制と集団的自衛権

JJ1SXA/池

以前、「集団的自衛権について…9, Aug, 2013 記」と言う記事を書きましたが、周辺事態が何かと騒がしい今、また論議が盛んになっています、以前の記事、「北一輝と226事件…TWO-FORTY 誌第86号(16, Jul, 2013 発行)」の中で、…栗栖弘臣統幕議長や田母神俊雄空幕長の更迭は本当に正しかったのか、彼等の主張に本当に誤りがあったのかは、もう少し先にならないとわからない…と書きました。

栗栖氏は、1978年7月、「週刊ポスト」誌上で「現行の自衛隊法には穴があり、奇襲侵略を受けた場合、首相の防衛出動命令が出るまで動けない、第一線部隊指揮官が超法規的行動に出ることはありえる」と有事法制の早期整備を促す、いわゆる「超法規発言」を行った。

これが政治問題化し、記者会見でも信念を譲らず、同様の発言を繰り返したため、文民統制の観点から不適切として、当時の金丸信防衛庁長官に事実上解任されたが、直後、時の福田赳夫総理大臣が閣議で有事立法・有事法制の研究促進と民間防衛体制の検討を防衛庁(現防衛省)に指示し、国防論議のタブーが破られ、以後多くの国防論議が巻き起こるきっかけとなった。

栗栖発言から25年後の2003年6月、有事法制の第一段階といえる武力攻撃事態対処関連三法、「安全保障会議設置法一部改正法」、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(武力攻撃事態対処法)」、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律一部改正法」が成立、有事法制の基本法である「武力攻撃事態対処法」が施行されています。

と言うことは、「…もう少し先にならないとわからない…」では無く、栗栖発言は正しかったのだ、この有事法制については「嫌悪感を覚え、拒否反応が起きる…23, Sep, 2013 記」で、田原総一郎氏と福島瑞穂社民党党首(当時)の対談の模様を書きましたが、社民党に限らず、平和ボケは蔓延していた、今でも変わらない状況はあるようです、憲法9条で、交戦権を放棄していても、他国はそんなことは関係無し、一方的に攻撃・侵略してくる可能性はあるのだ、然も現実味を帯びてきている。

有事法制とは、有事(武力衝突や侵略を受けた場合など)に際し、自衛隊(軍隊)の行動を規定する法制のことですが、そんなものは必要無いと主張する人達は、絶対に有事は無いと断言できるのだろうか？

集団的自衛権の政府解釈を変えて、日本が集団的自衛権を堂々と行使できる名実共に自主国家になることを安倍総理大臣に期待する、一昨日(10月3日)、2014年末までに日米防衛協力のためのガイドラインを見直すことに双方合意した、集団的自衛権行使は必須でしょう、また、敵のミサイル基地を叩く、敵基地攻撃能力の保有もガイドラインの再検討課題だ。(5, Oct, 2013 記)